
プロジェクト	継続企業に関する会計基準の開発
項目	継続企業の前提に関する評価期間の開始日を変更した場合の注記の検討

本資料の目的

1. 本資料は、仮に審議事項(5)-2の事務局提案のとおり、継続企業の前提に関する評価期間の開始日について、会計基準で「財務諸表の公表の承認日」に変更する場合に、どのような場合に継続企業の前提に関する重要な不確実性の注記を求めるのかについて検討を行うことを目的としている。

報告第 74 号で求められる注記

2. 日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会報告第 74 号「継続企業の前提に関する開示について」(以下「報告第 74 号」という。)では、注記について次のとおり定められている。

- (1) 期末日に継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合(後発事象の評価期間においても重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する)

貸借対照表日において、単独で又は複合して継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるときは、継続企業の前提に関する事項として、以下の事項を財務諸表に注記する。

- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- ② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策
- ③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由
- ④ 財務諸表は継続企業を前提として作成されており、当該重要な不確実性の影響を財務諸表に反映していない旨

- (2) 期末日には継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在していないが、期末日後に継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が発生した場合

貸借対照表日後に継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が発生した場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応

をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められ、翌事業年度以降の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼすときは、重要な後発事象として、以下の事項について財務諸表に注記する。

- ① 当該事象又は状況が発生した旨及びその内容
- ② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策
- ③ 継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる旨及びその理由

- (3) 上記(2)の後発事象で期末日時点では事象又は状況が必ずしも明白ではなかったが、期末日後に明白になった場合

ただし、このような後発事象のうち、貸借対照表日において既に存在している状態で、その後その状態が一層明白になったものについては、継続企業の前提に関する注記の要否を検討する必要がある。

- (4) 期末日後に継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が解消し、又は改善したため、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められなくなった場合

なお、貸借対照表日後において、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が解消し、又は改善したため、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められなくなったときには継続企業の前提に関する注記を行う必要はない。ただし、この場合には、当該継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況を解消し、又は改善するために実施した対応策が重要な後発事象として注記対象となることも考えられるため、留意する必要がある。

3. 前項を図示すると、次のようになると考えられる（以下の表中では、「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が発生した場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められ、翌事業年度以降の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼすとき」を「疑義あり」と表記している。）。

パターン	継続企業の前提		報告第74号で求めている注記
	期末日	監査報告書日	
前項(1)	疑義あり	疑義あり	継続企業の前提に関する注記（前項(1)）
前項(2)	疑義なし	疑義あり	継続企業の前提に関する後発事象の注記（前項(2)）
前項(3)	疑義不明	疑義あり	継続企業の前提に関する注記の検討（前項(3)）
前項(4)	疑義あり	疑義なし	重要な後発事象の注記の検討（前項(4)）

4. ここで、仮に審議事項(5)-2の事務局提案のとおり、継続企業の前提に関する評価期間の開始日について会計基準で「財務諸表の公表の承認日」に変更する場合、前項の図の「監査報告書日」を「財務諸表の公表の承認日」に置き換えることになるため、その時点で継続企業の前提に関する評価を行い、合理的な期間にわたり継続企業として存続する能力がある場合には、継続企業を前提として財務諸表を作成することとなる。換言すれば、期末日後に生じた状況も踏まえ、財務諸表の公表の承認日において継続企業の前提に関する評価及び注記の評価を行うことになると考えられる。この場合、前項で示した表は、次のように変わるものになると考えられる。

パターン	継続企業の前提		会計基準で求める注記
	期末日	公表承認日	
前項(1)	疑義あり	疑義あり	継続企業の前提に関する注記（本資料第2項(1)）
前項(2)	疑義なし	疑義あり	
前項(3)	疑義不明	疑義あり	
前項(4)	疑義あり	疑義なし	重要な後発事象の注記の検討（本資料第2項(4)）

5. 前項の分析を踏まえ、仮に継続企業の前提に関する評価期間の開始日について「財務諸表の公表の承認日」に変更する場合には、次のとおり注記を求めることとしてはどうか。

- (1) 「財務諸表の公表の承認日」において、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められ、翌事業年度以降の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼすとき

本資料第2項(1)の継続企業の前提に関する注記を行う。

- (2) 期末日後から財務諸表の公表の承認日までに継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められなくなった場合

本資料第2項(4)と同様に、継続企業の前提に関する注記ではなく、重要な後発事象の注記の検討を求める。

ディスカッション・ポイント

前項の事務局提案についてご意見を伺いたい。

以上